

県立特別支援学校における教育環境整備方針

I 方針策定の趣旨

「兵庫県特別支援教育第三次推進計画（H31～R5）」に基づき、これまで
「地域の実情に応じた特別支援学校の整備（特別支援学校の狭隘化への対応等）を推進」



特別支援教育を取り巻く社会情勢が近年著しく変化
教育環境改善のため、国が特別支援学校の設置基準を制定（R3.9月）

共生社会を見据え教育の実効性を高めるため、計画的な教育環境整備に資する
本方針を策定

本県のめざす特別支援学校

- 児童生徒の多様な教育的ニーズを踏まえ、一人一人の可能性を伸ばす学校
- 安全・安心で、ユニバーサルデザインに配慮した生活・学習空間を備えた学校
- 切れ目ない支援を関係機関等と協働する学校（特別支援学校のセンター的機能を発揮）

【参考】特別支援教育の目的（学校教育法第72条）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う教育を行う。

【障害種別ごとの教育と施設・設備】

種別	本県がめざす教育	配慮すべき施設・設備
視覚障害	○聴覚、触覚及び保有する視覚を十分に活用して、事物・事象や動作と言葉を結びつけることで、的確な概念形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにし、思考力や判断力等を育成する教育 ○場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学びを展開する教育 ○障害の状態に応じて点字等を習熟させるとともに、視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等の活用を通して、主体的な学びを促す教育	○十分な明るさの確保、わかりやすい目印、手すり等、活動や移動に支障がない校内環境整備 ○ブラインドやカーテン、拡大読書器等見えやすい環境の整備 ○避難経路に目印や照明を設置等

聴覚障害	○体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての確かな言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力や判断力等を育成する教育 ○児童生徒の聴覚障害の状態に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、話し合いなどを積極的に取り入れ、的確な意思の伝達を育てるとともに、補聴器や人工内耳等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動を展開する教育 ○視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器等を有効に活用し、指導効果を高める教育	○教室内の字幕放送受信システム等音声情報を視覚的に受容することができる校内環境整備 ○防音環境のある指導室や絨毯等の確保、行事における進行等の文字表示等、聞こえにくさに応じた環境や情報の整備 ○緊急情報を視覚的に受容する設備の設置 等
知的障害	○実生活に即した具体的な活動を学習活動の中心に据え、継続的、段階的な指導と一貫性のある関わりにより、主体的な活動を促し、充実感や達成感を得られる教育 ○望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活、職業生活に生きて働く知識及び技能、習慣、課題を解決しようとする思考力や判断力、豊かな人間性を育む教育 ○興味や関心、得意な面や発達等に注目するとともに、コンピュータ等の情報機器等を効果的に活用し、児童生徒のもつ能力や可能性を引き出す教育	○動線や目的の場所が視覚的に理解できるよう、校内環境整備 ○危険予知力の不足がみられることから安全性を確保した校内環境整備、生活体験を主とした活動を可能にする場の確保 ○災害等発生後の簡潔な動線、わかりやすい設備の配置 等
肢体不自由	○体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の障害の状態や発達段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成を図る教育 ○身体の動きや認知特性等に応じて、各教科の指導内容や方法を工夫するとともに、自立活動の時間における指導と密接に関連させ、学習効果を一層高める教育 ○身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具等を工夫したり、コンピュータ等の情報機器等を有効に活用したりして、指導効果を高める教育	○教室配置の工夫や施設設備の改修（段差解消、スロープ、手すり、開き戸、エレベーター等） ○レバー式水栓等、上下肢の動きの制約に対する施設設備の工夫、姿勢変換スペース等、車いす等で移動しやすい空間の確保 ○避難経路の確保、災害時発生後の必要な物品準備 等
病弱	○授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な学習に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図り、効果的な学習活動を展開する教育 ○健康状態の維持や管理、改善に関する指導等、自立活動における指導との関連を保ち、自己理解を深めながら学びに向かう力を高める教育 ○病気の状態や学習環境に応じて、コンピュータ等の情報機器等を活用したり、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れたりして、体験的な活動を通して、思考力、判断力、表現力等の育成を図る教育	○自ら医療上の処置を必要とする場合等に対応できる場の確保 ○紫外線カットフィルム、落ち着ける空間の確保等、健康状態等の維持等を考慮した施設設備備 ○迅速に避難できない児童生徒の避難経路の確保、災害発生後の薬や非常電源の確保、長時間の停電に備え手動で使える機器等の整備等

【共通して対応すべき事項】

項 目	めざす方向
① スクールバス及び寄宿舍 ○自力通学のほかスクールバス運行により通学利便性を確保 ○通学困難な児童生徒には、寄宿舍を設置し、専門的な教育を確保 一方で近年、寄宿舍の入舎児童生徒数は減少傾向 今後の動向を注視 ② 障害者スポーツ関連の対応 ○特別支援学校バリアフリー化の状況（体育館出入口バリアフリー改修 屋外多目的トイレ、スロープ改修等） （H27以降の整備率 81.5%） ③ 災害時の対応 【県立特支校の避難所指定】 指定避難所 6校 福祉避難所 9校 ④ 施設老朽化への対応 ○施設築年数を考慮した長寿命化、特別教室への空調整備及びトイレの洋式化等について、計画的に対応	○長距離通学の改善・解消を図るため、スクールバスの車種、台数、運行経路等を毎年度工夫改善 ○複数障害種別校等への整備にあたっては、寄宿舍の再編も含めて検討 ○特別支援学校を地域の障害者スポーツ推進拠点として、ユニバーサルに配慮し、整備率を向上 ○地元市町からの要請に応じ、避難所整備や備蓄、非常電源等を確保 ○安全・安心な教育環境整備の推進のため、「県立学校施設管理計画」（H28策定）に基づき老朽化対策を実施。 ○引き続き、優先順位や緊急性等を考慮し、計画に沿って整備・充実 【整備区分】 躯体・外壁等改修 特別教室への空調導入 トイレ改修（洋式化）、内装改修等

Ⅱ 本県の現状

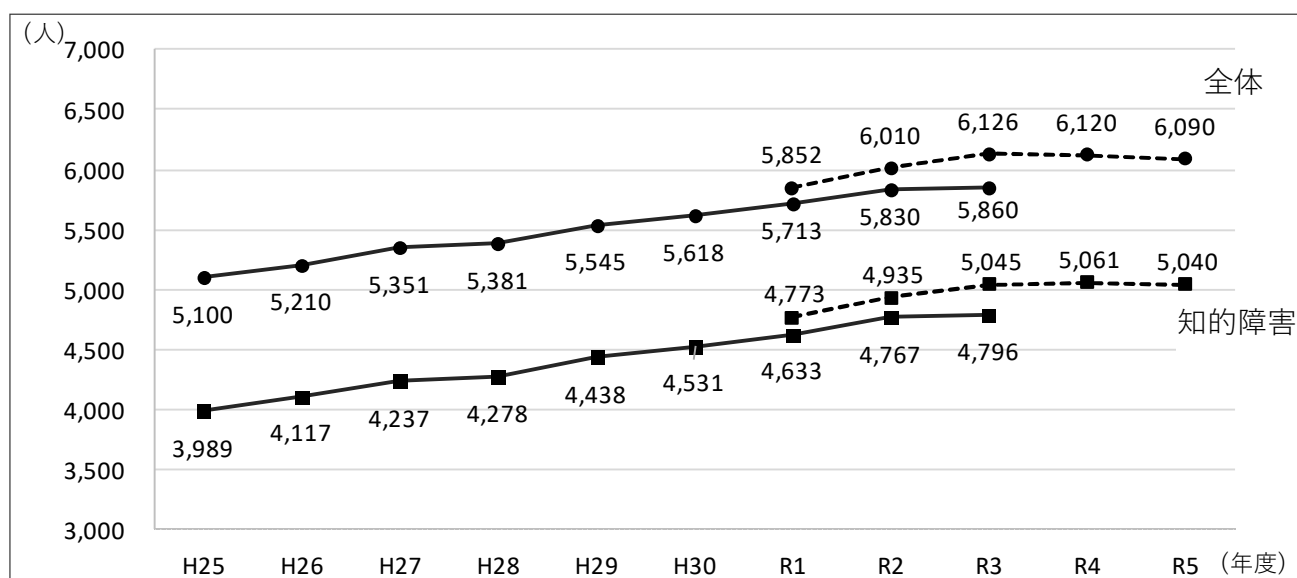
1 児童生徒数の推移と推計

【公立特別支援学校児童生徒数の推移と推計】

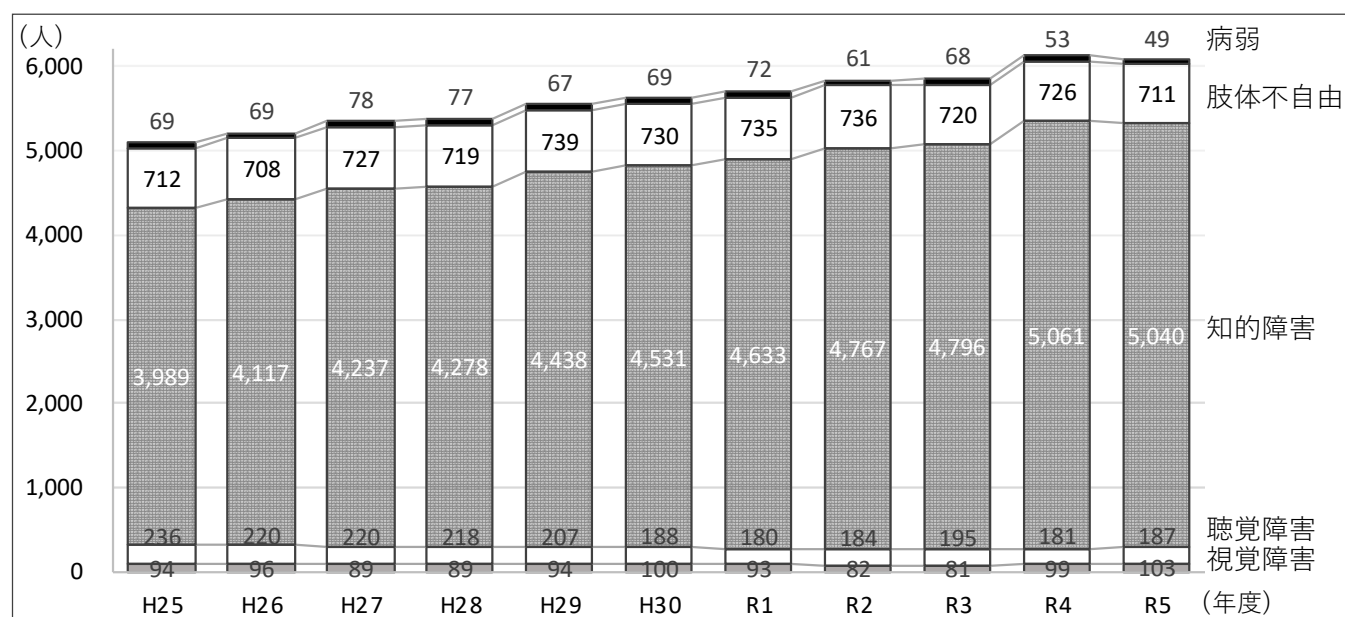
➡ 知的障害：今後も増加傾向

知的以外の種別：横ばい又は減少

【児童生徒数の推移と推計（全体と知的障害）】（H25～R3 実績値、R1～R5 推計値）



【児童生徒数の推移と推計（障害種別内訳）】（H25～R3 実績値、R4～R5 推計値）



2 学校の規模と配置の考え方

【規模】

- 児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら自立と社会参加をめざした教育活動が展開できるよう、障害部門、学部、学年で同一障害等の**学習集団**（学級として成立する規模）が**確保できる規模**
- 児童生徒一人一人の障害の状態に応じ、多様な教育課程を確保するため、**教職員の経験年数や専門性等を考慮し、バランスのとれた配置により円滑な学校運営ができる規模**

【配置】

- 県内どの市町に居住しても、次のような対策を講じながら、障害種別に応じた教育を受けられるよう配置
 - ・スクールバスの運行や寄宿舎の設置などにより、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるよう配置
（※スクールバスの乗車時間は、概ね 90 分以内が目安）
 - ・地域の特別支援教育のセンター的機能の充実を図るとともに、障害種別の異なる学校間の連携を強め、専門性を相互に活かし合える配置

Ⅲ 今後の教育環境整備の方向

1 基本的対応方針

(1)教育環境整備の考え方

- 多様な教育的ニーズに対応した**実効性のある教育が実現できるよう**、国の「特別支援学校設置基準」や「特別支援学校施設整備指針」の趣旨を踏まえた**教育環境を確保**
- 共生社会の実現のため、関係機関との連携や地域住民との交流等に配慮して整備

(2)教室不足等、学校狭隘化への対応

○整備の進め方

特別教室を転用するなど、教育活動に著しい影響を及ぼすことになった場合は、増築等を検討する。

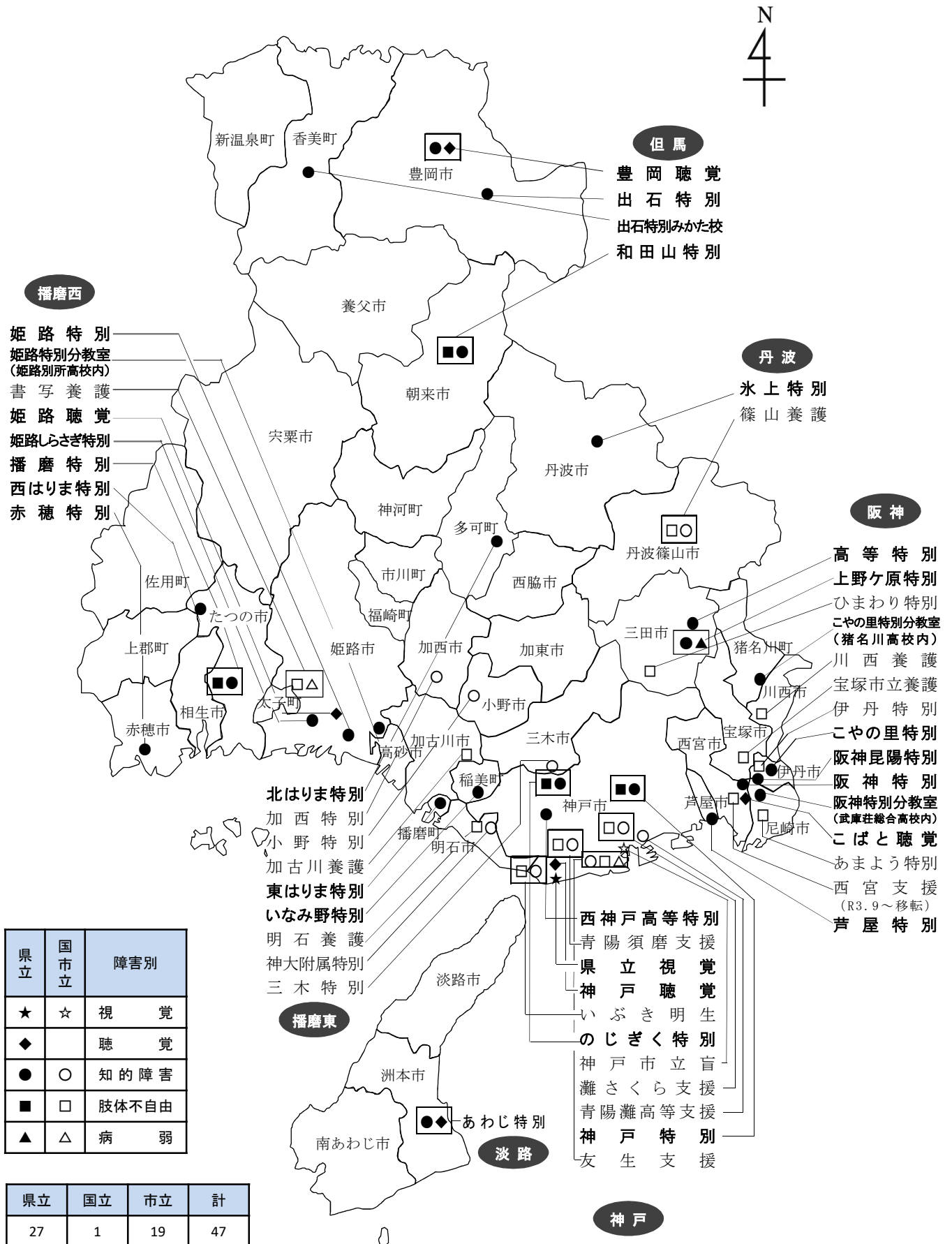
- 整備にあたっては、複数障害種別校への再編等による教育環境改善の可能性も含めて検討する。

2 対応期間

国の特別支援学校教室不足解消の「集中取組期間」（R2～6）を踏まえ、優先順位を考慮して教育環境の整備を図る。

社会の変化や国の動向など状況変化を踏まえ、今後必要に応じて見直す。

【参考】県内特別支援学校配置図(令和3年度)



3 障害種別ごとの本県の教育における現状と課題、取組の方向

障害種別	県立校数	在籍者数	現状	課題等	取組の方向
視覚	1校	横ばい	・全県の視覚障害教育を担う（センター的機能を含む） ・広域な通学区域、寄宿舍設置	・一人一人に応じた教育や地域支援のニーズにも対応できる教員の専門性の確保 ・校舎及び寄宿舍の老朽化	・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流 ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討
聴覚	5校	減少傾向	・小中学校の難聴学級増加 ・全体的には減少傾向だが、重複障害のある児童生徒は増加傾向	【難聴児支援のあり方検討会議意見への対応】 ・早期支援の充実ため、聴覚障害教育の中核となるセンター的機能の強化 ・適正な学習集団の確保 ・障害の重度・重複化、多様化に対応した指導ができる教職員の育成、研修の機会や場の確保	・聴覚特別支援学校の聴覚支援センター活用の充実 →保健医療福祉と連携したワンストップ[※]支援体制 関係機関との連携を強化（外部人材） ◎むこがわ特別の整備 （阪神地域の聴覚障害教育の拠点校として整備） ◎豊岡聴覚と出石特別の統合を検討 （但馬地域の聴覚障害教育の拠点校として機能強化） ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流
知的	22校	地域により増加	・一次計画、二次計画により整備推進 ・三次計画推計では、阪神、神戸地域で大幅増加、淡路地域は減少 ・特別教室の転用や仮設校舎整備等で普通教室を確保 教育活動に制限が生じている学校もある	・狭隘化が著しい阪神地域での整備推進 在籍者数増加に伴う普通教室の不足等学校狭隘化への対応や教育環境の改善 ・狭隘化が進む東播磨地域での整備検討 ・地域の実情等を踏まえた対応や検討 障害児入所施設の再編による、在籍者数の増減等	◎むこがわ特別の整備（再掲）（芦屋特別の狭隘化解消） ◎阪神北地域新設の整備（こやの里特別の狭隘化解消） ◎いなみ野及び東はりまの対応の検討 （地元市町と連携し、統廃合校の施設活用等を含め整備手法を検討） ◎出石特別と豊岡聴覚の統合を検討（再掲） （小～高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実 等） ・障害児入所施設隣接校の対応 （在籍者数の増減ある学校は、今後の動向を注視し対応を検討） ・高等特別と上野ヶ原の効果的な施設活用の検討 （同一敷地内にあり、施設共用等教育充実のため効果的な活用方法を検討）
肢体	4校 （知肢併置）	横ばい	・重複障害等、多様な教育的ニーズに対応 肢体不自由と知的の重複障害児童生徒が教育的ニーズにより、居住地近隣の知的障害特別支援学校に在籍する例あり。 ・広域な通学区域 寄宿舍設置 （小中高：和田山、高：播磨）	・隣接医療機関の移転により、医療との連携が困難 ・のじぎく特別わかあゆ分教室はH26～在籍者0 今後も見込みなし ・校舎及び寄宿舍の老朽化	○播磨特別職業科を総合ビジネス科に学科改編（R4～）済 ・理学療法士、作業療法士等、専門家との連携を強化（外部人材の活用） ・知的障害特別支援学校在籍児童生徒も含め、高度な医療的ケアの対応 ・のじぎく特別わかあゆ分教室の閉室を検討 対象児童生徒は、のじぎく特別本校あるいは近隣校で就学受入れ ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、地域の実情等も踏まえ、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討
病弱	1校 （院内2）	減少傾向	・入院専門治療施設として、県内外からの入院患者へ教育を提供 ・本校病弱部門単一障害児童生徒減少傾向	・県立リハビリテーション中央病院及び県立ひょうごこころの医療センターに入院する、不登校、ひきこもり、睡眠障害等、思春期の心の問題に関するニーズのある児童生徒が増加傾向、教職員の専門性確保 ・医療機関との連携等による専門性の確保	○のじぎく特別に病弱部門（県立リハビリテーション中央病院内）の設置を検討 （施設近隣校に病弱部門を設置することにより、専門性のある教職員を確保） ・上野ヶ原と高等特別との効果的な施設活用の検討（再掲）

県立特別支援学校における教育環境整備方針

令和４年２月

兵庫県教育委員会

目 次

I	方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	方針の位置づけ	
2	方針の目的	
3	本県のめざす特別支援学校	
4	障害種別ごとの「本県がめざす教育」と配慮すべき施設・設備	
5	共通して対応すべき事項	
II	本県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	児童生徒数の推移と推計	
2	学校の規模と配置の考え方	
III	今後の教育環境整備の方向・・・・・・・・・・	10
1	基本的対応方針	
2	対応期間	
3	障害種別ごとの現状と課題、取組の方向	
<参考>		
	県内特別支援学校設置状況一覧及び配置図・・・・・・・・	18

I 方針策定の趣旨

1 方針の位置づけ

兵庫県特別支援教育第三次推進計画（平成 31～令和 5 年度）（以下、「三次計画」という。）は、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的としている。

その構築にあたっては、小中高等学校段階から卒業後へと引き継ぎつなぐ「縦の連携」と、その時点で本人・保護者を中心に据えて、保健・福祉・医療・労働等関係機関や地域住民とつながる「横の連携」、この「縦横連携」の推進に取り組んでいる。

また、教育の充実にあたって、学校の教育環境の充実・整備は、欠かせないものであり、三次計画において、推進方策を以下のとおり示してしている。

「地域の実情に応じた特別支援学校の整備等の推進」

第 2 章 I 3 教育環境整備の推進

特別支援学校の狭隘化への対応等

- 知的障害特別支援学校の狭隘化を解消するための対策を検討する。
- 市町教育委員会と連携し、地域の実情や知的障害特別支援学校の児童生徒の動向を踏まえた対応を検討する。

しかしながら、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、国が特別支援学校の設置基準を令和 3 年 9 月に制定するなど、近年特別支援教育を取り巻く社会情勢が著しく変化しており、本県の現状と課題及び今後の特別支援学校のあり方を踏まえ、三次計画の実効性を高めるため、このたび本方針を策定することとした。

2 方針の目的

本県のめざす特別支援学校の実現に向けて、障害のある幼児児童生徒の可能性を伸ばす教育の実効性を高めるため、計画的な教育環境整備に資する。

3 本県のめざす特別支援学校

○児童生徒の多様な教育的ニーズを踏まえ、一人一人の可能性を伸ばす学校

卒業後の自立と社会参加に向けて、社会情勢の変化を踏まえた教育内容を展開するとともに、主体的かつ実践的な学習活動を支援する施設設備を整備

○安全・安心で、ユニバーサルデザインに配慮した生活・学習空間を備えた学校

誰もが使いやすいよう、障害の状態や発達段階、特性等に配慮するとともに、視覚的、聴覚的情報支援や教育の充実に資する校内ネットワーク等を整備

○切れ目ない支援を関係機関等と協働する学校

保健・福祉・医療・労働等関係機関との連携や地域住民と交流するとともに、近隣の小中学校、保護者等に対する相談・情報提供を果たす機能を整備
（特別支援学校のセンター的機能を発揮）

4 障害種別ごとの「本県がめざす教育」と配慮すべき施設・設備

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う教育を行っている。（学校教育法第 72 条）

障害種別ごとの「本県がめざす教育」と配慮すべき施設・設備の例を以下に示す。

(1) 視覚障害教育

- 聴覚、触覚及び保有する視覚を十分に活用して、事物・事象や動作と言葉を結びつけることで、的確な概念形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにし、思考力や判断力等を育成する教育
- 場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学びを展開する教育
- 障害の状態に応じて点字等を習熟させるとともに、視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等の活用を通して、主体的な学びを促す教育

[配慮すべき施設・設備の例]

- ・十分な明るさの確保、わかりやすい目印、手すり等、活動や移動に支障がない校内環境整備
- ・ブラインドやカーテン、拡大読書器等見えやすい環境の整備
- ・避難経路に目印や照明を設置 等

(2) 聴覚障害教育

- 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力や判断力等の育成を図る教育
- 児童生徒の聴覚障害の状態に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、話し合いなどを積極的に取り入れ、的確な意思の伝達を育てるとともに、補聴器や人工内耳等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動を展開する教育
- 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器等を有効に活用し、指導効果を高める教育

[配慮すべき施設・設備の例]

- ・教室内の字幕放送受信システム等音声情報を視覚的に受容することができる校内環境整備
- ・防音環境のある指導室や絨毯等の確保、行事における進行等の文字表等、聞こえにくさに応じた環境や情報の整備
- ・緊急情報を視覚的に受容する設備の設置 等

(3) 知的障害教育

- 実生活に即した具体的な活動を学習活動の中心に据え、継続的、段階的な指導と一貫性のある関わりにより、主体的な活動を促し、充実感や達成感を得られる教育
- 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活、職業生活に生きて働く知識及び技能、習慣、課題を解決しようとする思考力や判断力、豊かな人間性を育む教育
- 興味や関心、得意な面や発達等に注目するとともに、コンピュータ等の情報機器等を効果的に活用し、児童生徒のもつ能力や可能性を引き出す教育

[配慮すべき施設・設備の例]

- ・動線や目的の場所が視覚的に理解できるよう、校内環境整備
- ・危険予知力の不足がみられることから安全性を確保した校内環境整備、生活体験を主とした活動を可能にする場の確保
- ・災害等発生後の簡潔な動線、わかりやすい設備の配置 等

(4) 肢体不自由教育

- 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の障害の状態や発達段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成を図る教育
- 身体の動きや認知特性等に応じて、各教科の指導内容や方法等を工夫するとともに、自立活動の時間における指導と密接に関連させ、学習効果を一層高める教育
- 身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具等を工夫したり、コンピュータ等の情報機器等を有効に活用したりして、指導効果を高める教育

[配慮すべき施設・設備の例]

- ・教室配置の工夫や施設設備の改修（段差解消、スロープ、手すり、開き戸、エレベーター等）
- ・レバー式水栓等、上下肢の動きの制約に対する施設設備の工夫、姿勢変換スペース等、車いす等で移動しやすい空間の確保
- ・避難経路の確保、災害時発生後の必要な物品準備 等

(5) 病弱教育

- 授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な学習に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図り、効果的な学習活動を展開する教育
- 健康状態の維持や管理、改善に関する指導等、自立活動における指導との関連を保ち、自己理解を深めながら学びに向かう力を高める教育
- 病気の状態や学習環境に応じて、コンピュータ等の情報機器等を活用したり、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れたりして、体験的な活動を通して、思考力、判断力、表現力等の育成を図る教育

〔配慮すべき施設・設備の例〕

- ・自ら医療上の処置を必要とする場合等に対応できる場の確保
- ・紫外線カットフィルム、落ち着ける空間の確保等、健康状態等の維持等を考慮した施設設備
- ・迅速に避難できない児童生徒の避難経路の確保、災害発生後の薬や非常電源の確保、長時間の停電に備え手動で使える機器等の整備 等

5 共通して対応すべき事項

(1) スクールバス及び寄宿舎

本県の知的障害部門を有する県立特別支援学校では、自立と社会参加に向けた自力通学のほか、どの市町に居住しても、スクールバスによる通学の利便性を確保している。また、身辺自立や日常生活の指導、社会に出て生活できるよう集団生活の確立等の観点から寄宿舎を設置するなど、障害種別に応じた専門性の高い教育を受けられるよう、教育環境を整備している。

可能な限り身近な地域で教育を受けられるよう、長距離通学の改善・解消を図るため、スクールバスの台数、大きさや運行経路等は、引き続き毎年度見直す。

近年、寄宿舎の入舎児童生徒は減少傾向にあるため、児童生徒数の動向に注視するとともに、多様な教育的ニーズに対応できるよう、今後、複数障害種別に対応する学校への整備や、改修や改築の対応等にあたっては、限定的な対応のみならず、抜本的な対応も視野に入れて検討することが求められる。

(2) 障害者スポーツ関連の対応

余暇活動も含め、豊かな学びや生活に資する地域における障害者スポーツ推進拠点として、平成 27 年以降、特別支援学校のバリアフリー化に努め、体育館出入り口バリアフリー改修、屋外多目的トイレ、スロープ改修等整備している（整備率 81.5%）

今後、整備率 100%をめざすことが求められる。

(3) 災害時の対応

市町住民への安全安心な生活に資するため、市町からの要請を受け、県立特別支援学校 27 校のうち、指定避難所として 6 校、福祉避難所として 9 校が指定を受けている。今後とも、市町からの要請に応じて、避難所整備や備蓄、非常電源の確保等に取り組んでいく。

また、緊急時の避難誘導に資するため、放送の文字化装置や緊急情報を伝達できる設備等を整備していくことが求められる。

(4) 施設老朽化等への対応

安全・安心な教育環境整備の推進のため、「県立学校施設管理計画」（R28 策定）に基づき、特別支援学校の長寿命化改修（一部実施）を計画的に実施する。整備にあたっては、老朽化状況の調査結果を踏まえ、優先順位や緊急性等を考慮し、計画的に対応する。なお、トイレ改修については、感染症予防の観点から、衛生環境改善を図るため、便器の洋式化や手洗いの自動水栓化等を一部前倒しで実施済みである。

【老朽化対策の整備区分】

躯体改修、屋上・外壁等改修、特別教室への空調導入、トイレ改修（便器の洋式化）、内装改修等

Ⅱ 本県の現状

1 児童生徒数の推移と推計

兵庫県立特別支援教育第二次推進計画(平成 26～30 年度)(以下、「二次計画」という。)における特別支援学校在籍児童生徒数の推計では、平成 30 年度を増加のピークとして、その後は減少傾向を見込んでいた。しかし、児童生徒数増加の実態を踏まえ、平成 31 年 3 月に策定した三次計画における児童生徒数の推計では、知的障害種別は今後も増加が見込まれた。知的障害以外の障害種別の特別支援学校在籍幼児児童生徒数は、横ばいあるいは減少の見込みである。

なお、学校に隣接する障害者入所施設が再編されたことに伴い、但馬、淡路地域においては、児童生徒数が減少傾向にある。

【公立特別支援学校幼児児童生徒数の推計（国立・保育相談部を含まない）】

(単位：人)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全 体	二次推計	4,975	5,252	5,419	5,403	5,414	5,409	5,328	5,239	5,156	5,070	4,984
	三次推計	5,100	5,210	5,351	5,381	5,545	5,618	5,852	6,010	6,126	6,120	6,090
	実績値	5,100	5,210	5,351	5,381	5,545	5,618	5,713	5,830	5,860		
知 的 障 害	二次推計	3,969	4,263	4,418	4,423	4,428	4,432	4,367	4,295	4,231	4,159	4,087
	三次推計	3,989	4,117	4,237	4,278	4,438	4,531	4,773	4,935	5,045	5,061	5,040
	実績値	3,989	4,117	4,237	4,278	4,438	4,531	4,633	4,767	4,796		

注：三次推計は、H30 までは実績値と同じ。以下同様。

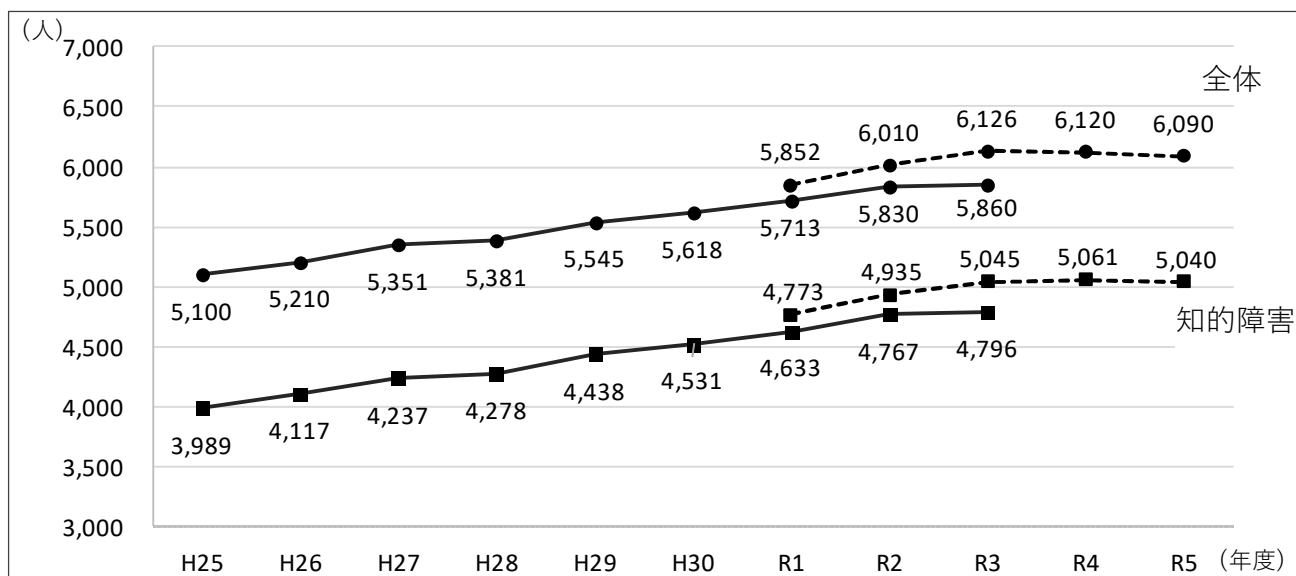
○児童生徒数見込みの前提条件（二次・三次計画共通）

- ・ 知的障害以外の各学部第 1 学年見込数は、過去 3 年平均の各学部入学率により算定
- ・ 知的障害の各学部第 1 学年見込数は、過去 5 年最高値の各学部入学率により算定

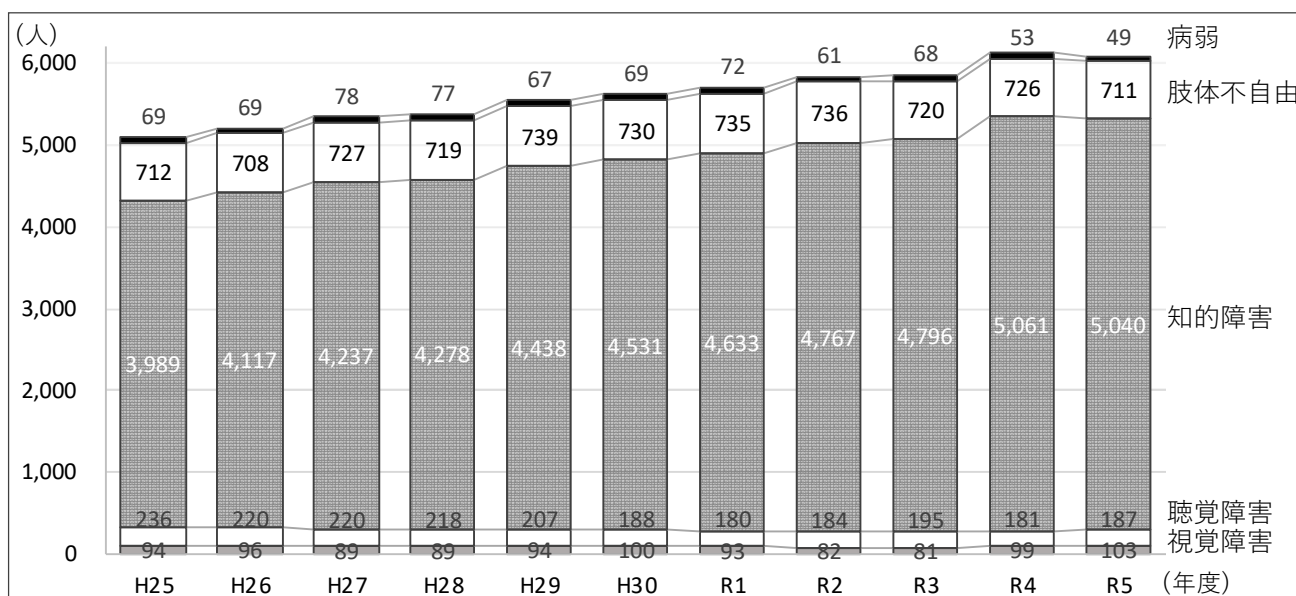
○児童生徒数見込で考慮できていない要素

- ・ 高等部への入学率は、依然増加傾向
- ・ 小・中学校の特別支援学級の児童生徒数は、依然増加傾向
- ・ 中学校特別支援学級生徒のうち、卒業後、特別支援学校以外の進路が増加傾向
- ・ 障害児入所施設の再編等に伴う特別支援学校児童生徒の増減

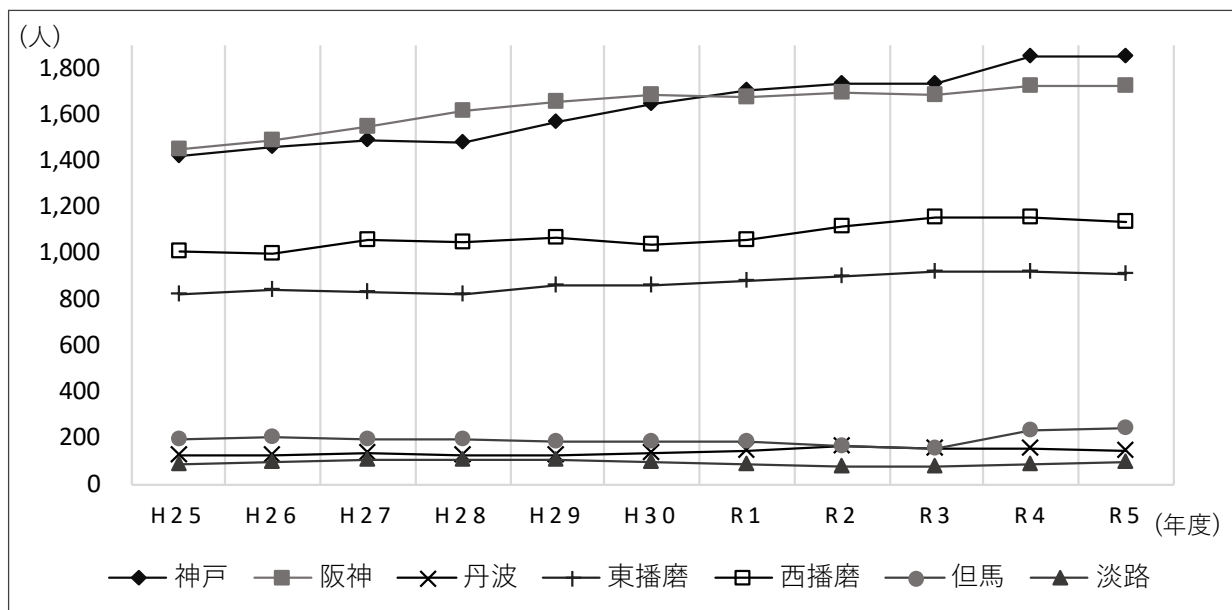
【児童生徒数の推移と推計（全体と知的障害）】（H25～R3 実績値、R1～R5 推計値）



【児童生徒数の推移と推計（障害種別内訳）】（H25～R3 実績値、R4～R5 推計値）



【児童生徒数の推移と推計（地域別内訳）】（H25～R3 実績値、R4～R5 推計値）



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
神戸	1,421	1,461	1,484	1,481	1,567	1,641	1,698	1,729	1,732	1,851	1,848
阪神	1,443	1,490	1,545	1,615	1,651	1,680	1,668	1,688	1,679	1,724	1,721
丹波	128	127	132	124	123	133	143	159	153	152	148
東播磨	823	835	834	819	854	860	881	897	913	918	911
西播磨	1,005	997	1,057	1,044	1,062	1,033	1,058	1,116	1,152	1,151	1,134
但馬	191	203	196	191	187	180	182	164	157	236	237
淡路	89	97	103	107	101	91	83	77	74	88	91
計	5,100	5,210	5,351	5,381	5,545	5,618	5,713	5,830	5,860	6,120	6,090

2 学校の規模と配置の考え方

(1) 学校の規模

- 児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら自立と社会参加をめざした教育活動が展開できるよう、障害部門、学部、学年で同一障害等の学習集団（学級として成立する規模）が確保できる規模
- 児童生徒一人一人の障害の状態に応じ、多様な教育課程を確保するため、教職員の経験年数や専門性等を考慮し、バランスのとれた配置により円滑な学校運営ができる規模

(2) 学校の配置

- 県内どの市町に居住しても、次のような対策を講じながら、障害種別に応じた教育を受けられるよう配置
 - ・スクールバスの運行や寄宿舎の設置などにより、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるよう配置
(※スクールバスの乗車時間は、概ね 90 分以内が目安)
 - ・地域の特別支援教育のセンター的機能の充実を図るとともに、障害種別の異なる学校間の連携を強め、専門性を相互に活かせる配置

Ⅲ 今後の教育環境整備の方向

1 基本的対応方針

(1) 教育環境整備の考え方

○多様な教育的ニーズに対応した実効性のある教育が実現できるよう、国の「特別支援学校設置基準（令和３年文部科学省令第４５号、令和３年９月２４日公布）」の趣旨や「特別支援学校施設整備指針」に留意し、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切な教育環境を確保

○共生社会の実現のため、関係機関との連携や地域住民との交流等に配慮して整備

(2) 教室不足等狭隘化への対応

○整備の進め方

教室の確保については、①まず、特別支援教育を必要とする児童生徒を受け入れる普通教室を確保すること、②普通教室を確保するための特別教室の転用が、教育活動に著しい影響を及ぼすことになった場合は、増築等を検討する。

○整備にあたっては、幼児児童生徒の学びと特別支援教育の専門性等を確保するため、地域の実情や児童生徒数の動向を踏まえ、複数障害種別校への再編等による教育環境改善の可能性も含めて検討する。

2 対応期間

学校狭隘化等の状況や児童生徒数の今後推計及び特別支援学校教室不足解消の「集中取組期間」（令和２年１月３１日付け文部科学省通知に基づく令和２年度から令和６年度までの期間）を踏まえ、解消に向けて早急な対応が必要な学校から、優先順位を考慮しつつ、順次教育環境の整備を図る。

なお、社会の変化や国の動向などの特別支援教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後必要に応じて対応計画の見直しを行う。

3 障害種別ごとの現状と課題、取組の方向

(☐ 内は、これまでの対応を記載)

(☒ 内は、今後の取組方策を記載)

(1) 視覚障害

現状と課題

県内の視覚特別支援学校は、2校あり、県立視覚特別支援学校はそのうちの1校である。在籍児童生徒数は横ばいである。

視覚特別支援学校は、一部神戸市も含め、全県下の視覚障害のある幼児児童生徒への教育（特別支援学校のセンター的機能を含む）を担っている。通学区域が広域であるため寄宿舎を設置しており、幼稚部から高等部専攻科まで対応している。

また、就学指導において本人・保護者の意思を尊重し、総合的な判断のもと、市町教育委員会が弱視学級を設置した場合など、同校のセンター的機能により、定期的な支援を行っている。地域への支援も含め、教員の専門性の確保が課題である。

また、現時点では、児童生徒数に変動は見込まれないが、校舎及び寄宿舎の老朽化が進んでいる。

- ・淡路視覚特別支援学校を閉校し、視覚特別支援学校に機能集約（H21）

取組の方向

視覚障害単一障害に対応する小中高等学校に準ずる教育課程から、知的障害を併せ有する重複障害に対応した教育及び地域の小中高等学校への支援も含め、今後も広域にわたり、幅広く一人一人の障害特性に応じた教育に対応していくこととなる。点字や白杖等の指導に加え、ICT機器等の効果的な活用等、視覚障害教育等の専門性の継承を計画的に進める必要がある。

また、今後の改修や改築の対応にあたっては、限定的な対応のみならず、複数障害種別への再編も含めた抜本的な対応も視野に入れて検討することが求められる。

- ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流

(2) 聴覚障害

現状と課題

近年、全国的に難聴児を取り巻く環境が変化している。本県の聴覚障害特別支援学校における過去 10 年間の在籍者数の推移は減少傾向にある。背景には、①新生児聴覚スクリーニング検査における難聴の早期発見による乳幼児期での装用など、人工内耳装用者の増加、②居住地の小中学校等への就学児童生徒の増加がある。

地域の学校で学びたい、学ばせたいという本人・保護者の意思を尊重し、総合的な判断のもと難聴特別支援学級を設置する市町教育委員会が増えている。

一方で、聴覚特別支援学校においては、知的障害をはじめ複数の障害を併せ有する重複障害のある児童生徒が増加傾向にある。

- ・ 淡路聴覚特別支援学校と淡路特別支援学校をあわじ特別支援学校(聴知併置校)に発展的統合 (H23)
- ・ 豊岡聴覚特別支援学校を聴知併置校へ再編 (H28)

取組の方向

平成 31 年、国は各自治体が関係機関の連携をより一層推進し、本人や保護者への支援につなげるため、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。本県ではこの報告に基づき、令和 3 年度に「難聴児支援のあり方検討会議」を設置し、①就学前の支援②学齢期の支援③教員の専門性確保等の検討を進め、以下の報告がまとめられた。

- ① 早期からの支援の充実させるため、聴覚特別支援学校において聴覚障害教育の中核機能を果たすべく特別支援学校のセンター的機能を強化すること
- ② 教育の充実にあたっては、児童生徒が学び合う適正な学習集団の確保が重要であること
- ③ 障害の重度・重複化、多様化がすすみ、本県でも重複障害のある児童生徒が増加していることから、教職員が複数障害の専門性を有していることが必要であり、多様な指導内容や方法など日常的に学び合う機会や場を設けること

検討会議報告をもとに、関係機関との連携による一貫した切れ目ない支援を地域の実態に応じて進めるとともに、就学前から卒業後へと聴覚障害教育を充実する。

○聴覚特別支援学校の聴覚支援センター活用の充実

○むこがわ特別支援学校の整備

こばと聴覚特別支援学校の老朽化に対応するとともに、阪神間の聴覚障害教育の拠点として整備を推進する。

○豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の統合を検討

但馬地域の聴覚障害教育の機能の充実及び小～中～高等部までの知的障害教育の一貫した教育支援体制の充実等を図るため、両校の発展的統合を検討する。

- ・ 短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流

(3) 知的障害

現状と課題

平成 19 年学校教育法の改正により、障害児教育から特別支援教育に転換されて以降、知的障害特別支援学校在籍児童生徒数は年々増加している。

これは、平成 19 年 4 月特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育が実施されるようになって以降、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導といった一人一人の教育的ニーズに対応した多様な学びの場の整備が進んできたこと、保護者の特別支援教育への理解が進んできたこと、本県の自立と社会参加に向けた取組の成果が評価され、保護者の特別支援学校に対する期待が高まったことも在籍者数増加等の要因が考えられる。

このため、兵庫県特別支援教育推進計画(平成 19～23 年度)(以下、「一次計画」という。)に基づき、整備を進めてきた。

- ・ 東はりま特別支援学校を開校 (H21)
- ・ 芦屋特別支援学校を開校 (H22)
- ・ 阪神昆陽特別支援学校(職業科)を開校 (H24)
- ・ 姫路特別支援学校分教室を姫路別所高等学校内に開設 (H23)

また、二次計画における児童生徒数の推計では、平成 30 年度を増加のピークとしており、計画期間に基づき、以下の整備を行った。

- 西播磨地域における知的障害特別支援学校(小・中・高等部)の新設等
 - ・ 姫路しらさぎ特別支援学校を開校 (H26)
 - ・ 姫路特別支援学校にルルド訪問学級を開設 (H29)
- 神戸市西部・東播磨地域における知的障害特別支援学校(高等部のみ)の新設
 - ・ 西神戸高等特別支援学校(職業科)を開校 (H29)
- 神戸市東部・阪神地域における分教室の設置等
 - ・ こやの里特別支援学校分教室を猪名川高等学校内に開設 (H26)
 - ・ 阪神特別支援学校分教室を武庫荘総合高等学校内に開設 (H27)
 - ・ 一時的な急増対策として、芦屋特別支援学校 (H27) 及びこやの里特別支援学校 (H30) に仮設校舎を設置
- 但馬北西部における分校の設置
 - ・ 遠距離通学等への対応として、出石特別支援学校みかた校を開校 (H27)

令和 3 年 5 月 1 日現在の知的障害特別支援学校在籍児童生徒数は、県全体としては、ほぼ推計どおりである。しかし、人口増に伴い阪神、神戸地域では大幅に増加する一方、少子化等の影響により、淡路地域では、減少に転じている。

児童生徒数の増加が著しい学校においては、特別教室や更衣室の転用、多目的教室を間仕切りして使用するほか、順次仮設校舎を整備するなどして普通教室を確保しているが、以下のような支障が出ている学校もある。

<支障事例>

- ・運動場に仮設校舎を建てているため、十分な運動スペースが確保できない。
- ・実習や作業学習を行う専用の部屋が不足し、普通教室に道具を運んで実習を行っている。
- ・広い空間である多目的室等が不足しているため、学年学部ごとの教育活動が制限されている。
- ・医療的ケア対応のための専用スペースやカームダウン専用の部屋がない。

【参考】「兵庫県立特別支援学校の教室不足解消集中取組計画」

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/keikaku%20tuuchi/202103shuchutorikumip.pdf>

取組の方向

三次計画における児童生徒数の推計を踏まえ、①狭隘化が著しい阪神地域における整備推進に加え、②狭隘化が進んでいる東播磨地域における整備検討のほか、③地域の実情等を踏まえた対応や検討を進める。

① 阪神地域における新たな特別支援学校の整備等

○むこがわ特別支援学校の整備（再掲）

芦屋特別支援学校の在籍児童生徒の増加に対応するため、西宮市に学校を新設整備する。また、隣接する阪神間の聴覚障害教育の中核拠点であるこばと聴覚特別支援学校が老朽化していることから、一体的に整備する。

- ・設置場所 西宮市田近野町（旧尼崎市立尼崎養護学校）
- ・開校時期 令和4年4月（小・中学部）
令和6年4月（高等部・聴覚部門）
- ・障害種別等 知的障害（小・中・高等部）
聴覚障害（保育相談部・幼稚部）
- ・児童生徒数(予定) 知的障害 240人・聴覚障害 42人
- ・通学区域 知的障害（西宮市の南東部）、聴覚障害（県下全域）

○阪神北地域新設特別支援学校（仮称）の整備

こやの里特別支援学校の在籍児童生徒の増加に対応するため、川西市における新設特別支援学校の設置に向けた整備を推進する。

- ・設置場所 川西市丸山台
- ・開校時期 令和6年4月
- ・障害種別等 知的障害（小・中・高等部）
- ・児童生徒数(予定) 120人
- ・通学区域 川西市、猪名川町

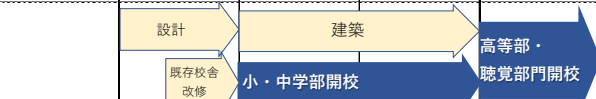
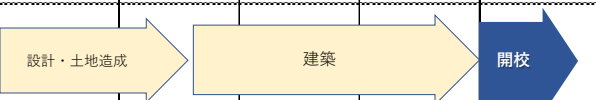


阪神北地域新設特別支援学校（仮称）
完成予想パース

○学校敷地内への増築校舎等の整備

- ・芦屋特別支援学校の増築（令和2年4月供用開始）
- ・阪神特別支援学校の増築（令和3年9月供用開始）

【整備スケジュール】R3.10 現在

学校名	学部	障害 種別	方針	年次					効果	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
阪神 特別支援学校	小 中 高	知的	増築						狭化率 R1 127%→R6 98%	令和3年9月供用開始
芦屋 特別支援学校	小 中 高	知的	分離 新設						狭化率 R1 161%→R6 83%	新設校開校により 狭化を解消
むこがわ 特別支援学校	小 中 高	知的			240人規模校を整備	芦屋特支の通学区域の 一部を分離して開校 （旧尼崎市立尼崎養護学校 用地を尼崎市から購入）				
こやの里 特別支援学校	小 中 高	知的	分離 新設						狭化率 R1 104%→R6 99%	新設校開校により 狭化を解消
阪神北地域 新設特別支援学校 （仮称）	小 中 高	知的			120人規模校を整備	こやの里の通学区域の 一部を分離して開校 （川西市有地を無償借受）				

②東播磨地域における整備検討

○いなみ野特別支援学校及び東はりま特別支援学校の対応の検討

東播磨地域の県立学校2校の在籍児童生徒の増加に対応するため、市町教育委員会と連携し、統廃合後の施設活用等を含め整備手法を検討する。

③地域の実情等を踏まえた対応や検討

○出石特別支援学校と豊岡聴覚特別支援学校との統合を検討（再掲）

○障害児入所施設に隣接する特別支援学校への対応

障害児入所施設に隣接する県立特別支援学校では、施設の再編による児童生徒数の増減が教育環境に影響を与え始めている。今後の動向を注視し、必要に応じて対応を検討する。

○高等特別支援学校と上野ヶ原特別支援学校の効果的な施設活用の検討

両校は同一敷地内にあり、従来から施設共用を進めてきたが、児童生徒の教育の充実を図るため、効果的な施設設備等の活用方法について検討する。

(4) 肢体不自由

現状と課題

肢体不自由特別支援学校在籍児童生徒数は、横ばいである。

本県には、肢体不自由児童生徒を対象とした県立特別支援学校が4校、市立特別支援学校が15校ある。政令市を含め11市が養護学校義務化以前に住民サービスとして設置した経緯があり、これまで、県市が協調して肢体不自由教育を進めてきた。

近年、肢体不自由単一障害の児童生徒は、地域の小中高等学校に進学する傾向にある。特別支援学校では肢体不自由と知的障害を併せ有する児童生徒が増加している。このため、県立肢体不自由特別支援学校をすべて知肢併置校に再編してきた。一方で、少数であるものの、肢体不自由単一障害のある児童生徒も在籍しており、児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実が求められている。

また、肢体不自由と知的障害を併せ有する児童生徒についても、身近な地域で教育を受けることや集団の中で学ぶことへの教育的ニーズが高く、居住地近隣の知的障害特別支援学校重複障害学級へ就学進学しているケースも少なくない。

このように、肢体不自由児童生徒の学びの場が多様化している。このため、のじぎく特別支援学校わかあゆ分教室は、H26年度以降児童生徒が在籍しておらず、休室状態である。開設当初の役割を終えたと考えられる。

また、和田山特別支援学校とのじぎく特別支援学校は、開校当初は医療機関と隣接していたが、近年医療機関の移転に伴い、日常的な連携が困難となっている。

これらのことから、理学療法士、作業療法士等の専門家との連携の強化に加え、知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒に対しては、肢体不自由特別支援学校のセンター的機能の活用が重要である。高度な医療的ケアを必要とする児童生徒へ対応等、関係機関との連携と施設設備の充実が求められている。

県立特別支援学校4校のうち、2校に寄宿舎を設置している。専門学科を有する高等部のみの播磨特別支援学校と小・中・高等部を設置する和田山特別支援学校であり、全県を通学区域としている。校舎及び寄宿舎の老朽化が進んでいる。

- ・ 和田山特別支援学校、のじぎく特別支援学校、播磨特別支援学校を肢知併置校へ再編（H20～21）
- ・ 神戸特別支援学校を知肢併置校へ再編（H25）

取組の方向

児童生徒に多様なニーズに応じた教育課程や指導内容を設定するとともに、大型提示装置や一人一台タブレット端末、入出力支援装置等様々な情報機器を積極的に活用するなど、指導方法を工夫し、一人一人の可能性を伸ばす教育を推進する。

また、知的障害特別支援学校に就学・進学している児童生徒も含め、引き続き、兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター理学療法士、作業療法士等の専門家との連携を強化し、指導支援の充実を図る。さらに、関係機関との連携や空調設備等、在籍する児童生徒の実態等を踏まえ、安全で安心な施設設備の充実を図る。

加えて、今後の改修や改築の対応にあたっては、限定的な対応のみならず、複数障害種別への再編も含めた抜本的な対応も視野に入れて検討することが求められる。

○播磨特別支援学校職業科を総合ビジネス科に学科改編（R4～）

○理学療法士、作業療法士等外部専門家との連携を強化

○のじぎく特別わかあゆ分教室の閉室を検討

（のじぎく特別支援学校本校あるいは近隣校で就学受入れ）

（5）病弱

現状と課題

県立の病弱特別支援学校は、上野ケ原特別支援学校の1校である。隣接する兵庫中央病院の療養施設が平成4年に閉鎖されたことに伴い、開校当初の結核や筋ジストロフィ患者への対応から、精神疾患等への対応へと変化してきた。近年は本校の他、県立リハビリテーション中央病院、県立ひょうごこころの医療センターで教育を行っている。

不登校、ひきこもり、睡眠障害や児童思春期のこころの問題等に社会的関心が高まっており、これらは入院専門治療施設であることから、県内はもとより全国から集まる入院患者に教育を提供している。年間を通じて転出入が多く、前籍校との連携が欠かせない。

一方で、小中学校では本人・保護者の地域で学びたいという意思を尊重し、総合的な判断のもと病弱特別支援学級を設置する市町教育委員会が増えている。主に、心臓、呼吸器疾患等により、生活規制のある児童生徒が在籍している。

本校在籍の病弱単一障害児童生徒は減少傾向であるものの、教育の充実に加えて、医療機関との連携が求められる。

また、病弱教育における専門性の継承が課題である。

- ・上野ケ原特別支援学校を病知併置校に再編（H20 高等部、H22 小中学部）
- ・県立リハビリテーション中央病院に訪問学級を設置（H21）
- ・県立ひょうごこころの医療センターにひかりの森分教室を設置（H25）

取組の方向

今後も県立リハビリテーション中央病院及び県立ひょうごこころの医療センターに入院している病弱児童生徒への対応が中心となる。また、近年、不登校、ひきこもり、睡眠障害や思春期のこころの問題等に関するニーズが高まっており、今後その傾向は増していくと考えられる。このため、教員の専門性確保の観点から、施設のある近隣校に病弱部門を設置することが必要である。

○のじぎく特別支援学校に病弱部門（県立リハビリテーション中央病院）の設置を検討

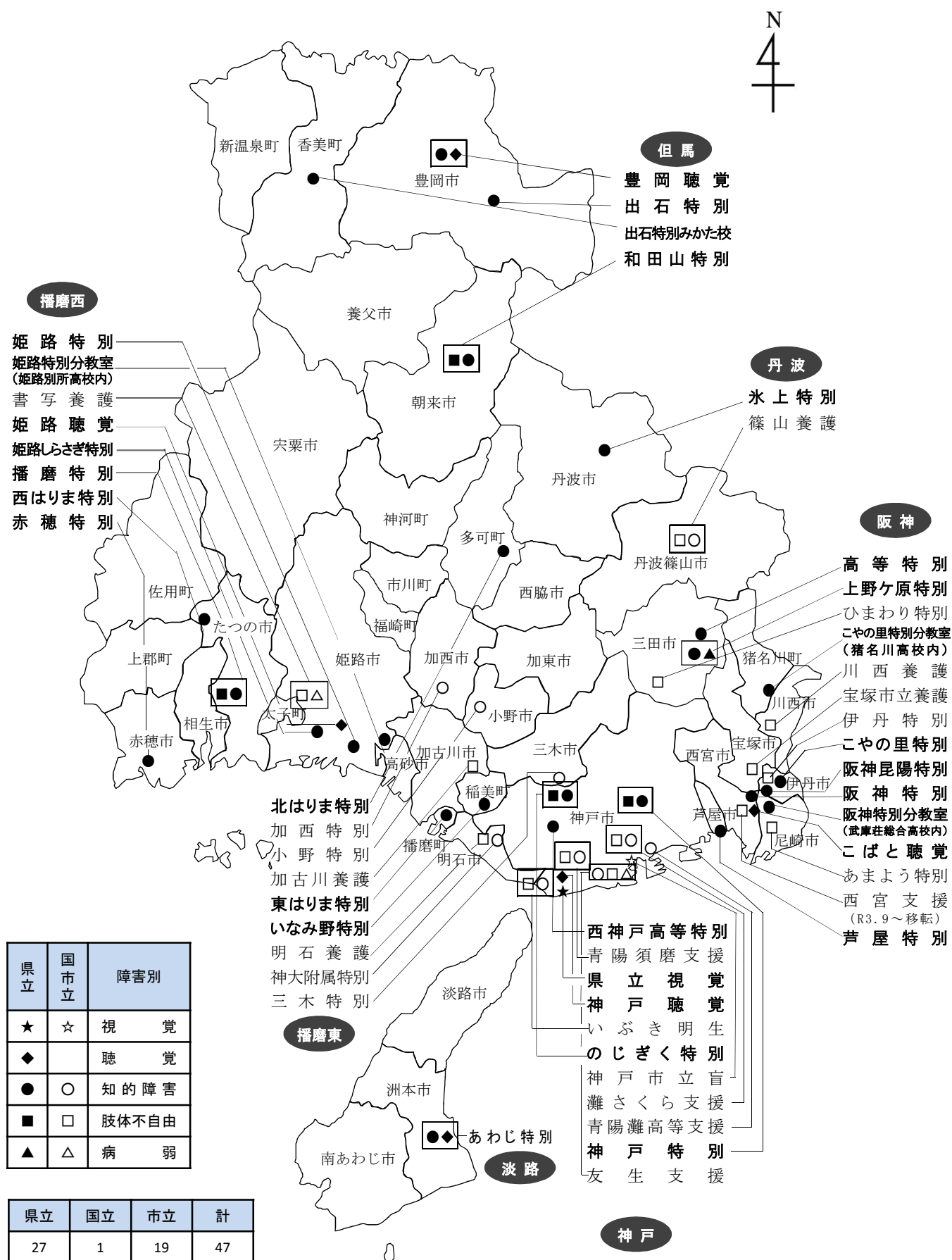
県立リハビリテーション中央病院の近隣にある、のじぎく特別支援学校に病弱部門を設置することを検討する。

○上野ケ原特別支援学校と高等特別支援学校との効果的な施設活用の検討（再掲）

【県内特別支援学校設置状況一覧】（R3.5.1現在）

設置者	学校名	設置学部							障害種別					寄宿舎	備考
		保育相談部	幼稚園部	小学部	中学部	高等部		専攻科	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱		
県	視覚		○	○	○	○	○	○	○					○	
	神戸聴覚	○	○	○	○	○	○	○		○				○	
	姫路聴覚	○	○	○	○	○	○	○		○				○	
	豊岡聴覚		※	○	○					○	○			○	※幼稚園は聴覚のみ
	こぼと聴覚	○	○							○					
	あわじ		○	○	○	○				○	○				
	神戸			○	○	○					○	○			
	西神戸高等						○				○				
	のじぎく		※	○	○	○					○	○			※幼稚園は肢体のみ
	阪神			○	○	○					○				
	芦屋			○	○	○					○				
	こやの里			○	○	○					○				
	阪神昆陽						○				○				
	高等						○				○			○	
	上野ヶ原			○	○	○					○		○		
	いなみ野			○	○	○					○				
	東はりま			○	○	○					○				
	北はりま			○	○	○					○				
	姫路			○	○	○					○				
	姫路しらさぎ			○	○	○					○				
	赤穂			○	○	○					○				
	西はりま			○	○	○					○				
	播磨					※	○				○	○		○	※普通科は肢体のみ
	和田山			○	○	○					○	○		○	
	出石			○	○	○					○				
	（みかた校）			○	○	○					○				
	氷上			○	○	○					○				
国	神大附属			○	○	○					○				
市	盲		○	○	○	○	○	○	○						
	友生		※	○	○	○					○	○	○		※幼稚園は肢体のみ
	青陽灘高等					○					○				R3.4新設
	灘さくら			○	○	○					○	○			R3.4新設 知：小中
	青陽須磨			○	○	○					○	○			
	いぶき明生		※	○	○	○					○	○			※幼稚園は肢体のみ
	三木			○	○						○				
	小野			○	○						○				
	加西			○	○	○					○				
	あまよう			○	○	○						○			
	西宮			○	○	○						○			
	伊丹			○	○	○						○			
	宝塚			○	○	○						○			
	川西			○	○	○						○			
	明石			○	○	○						○			
	加古川		○	○	○	○						○			
	書写			○	○	○						○	○		
	篠山		※	○	○	○					○	○			※幼稚園は肢体のみ
	（三田）ひまわり			○	○	○						○			

【参考】県内特別支援学校配置図(令和3年度)



県立豊岡聴覚特別支援学校と県立出石特別支援学校の発展的統合

1 趣 旨

兵庫県特別支援教育第三次推進計画にもとづく縦横連携を推進し、児童生徒の自立と社会参加をめざした、より質の高い教育を実現できるよう、県立豊岡聴覚特別支援学校と県立出石特別支援学校を発展的に統合する。

集団活動等を通して、児童生徒が多様な考えに触れる機会や切磋琢磨できる教育環境の充実を図るとともに、多様な教育的ニーズに対応する専門性を確保し、特別支援教育のセンター的機能を強化する。

2 概 要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 時 期 | 令和5年4月 |
| (2) 学 校 名 | <u>発展的統合後の学校名は未定(今後検討)</u> |
| (3) 場 所 | 豊岡市出石町宮内2-8 (現出石特別支援学校) |
| (4) 対 象 | 聴覚障害のある幼児児童生徒、知的障害のある児童生徒 |
| (5) 設置学部 | 聴覚障害部門 (保育相談部、幼稚部、小学部、中学部)
知的障害部門 (小学部、中学部、高等部) |
| (6) 通学区域 | <u>豊岡市、養父市の一部 (八鹿青溪中学校及び関宮学園校区)</u> |
| (7) 教育相談等 | (聴覚障害) 但馬及び丹波地域
(知的障害) 通学区域と同様 |
- ※下線部は、現行との変更点

3 期待される効果

(1) 縦の連携の推進

① 適正規模の学習集団編成による学びの充実

多様なニーズのある同年齢の児童生徒同士が、切磋琢磨しながら、自己を理解したり、人や社会に関わる力を培ったりするなど、集団による学びが充実する。

② 多様な教育的ニーズに応じた指導の充実と専門性の向上

一人一人の教育的ニーズに応じた、多様な教育活動を展開するため、教職員の経験年数等のバランスを図るとともに、聴覚障害教育と知的障害教育、双方の専門性を活かし、児童生徒を多角的に捉える教員同士の学び合いが充実する。

③ 小～中～高等部一貫した教育支援体制の充実

豊岡聴覚特別支援学校には、聴覚障害と知的障害の重複障害のある児童生徒が在籍しており、卒業後は、出石特別支援学校高等部に多く進学する。また、聴覚障害のある児童生徒は、姫路聴覚、神戸聴覚特別支援学校との交流連携を推進する。卒業後を見据えて、引継ぎ繋ぐ一貫した指導・支援体制が充実する。

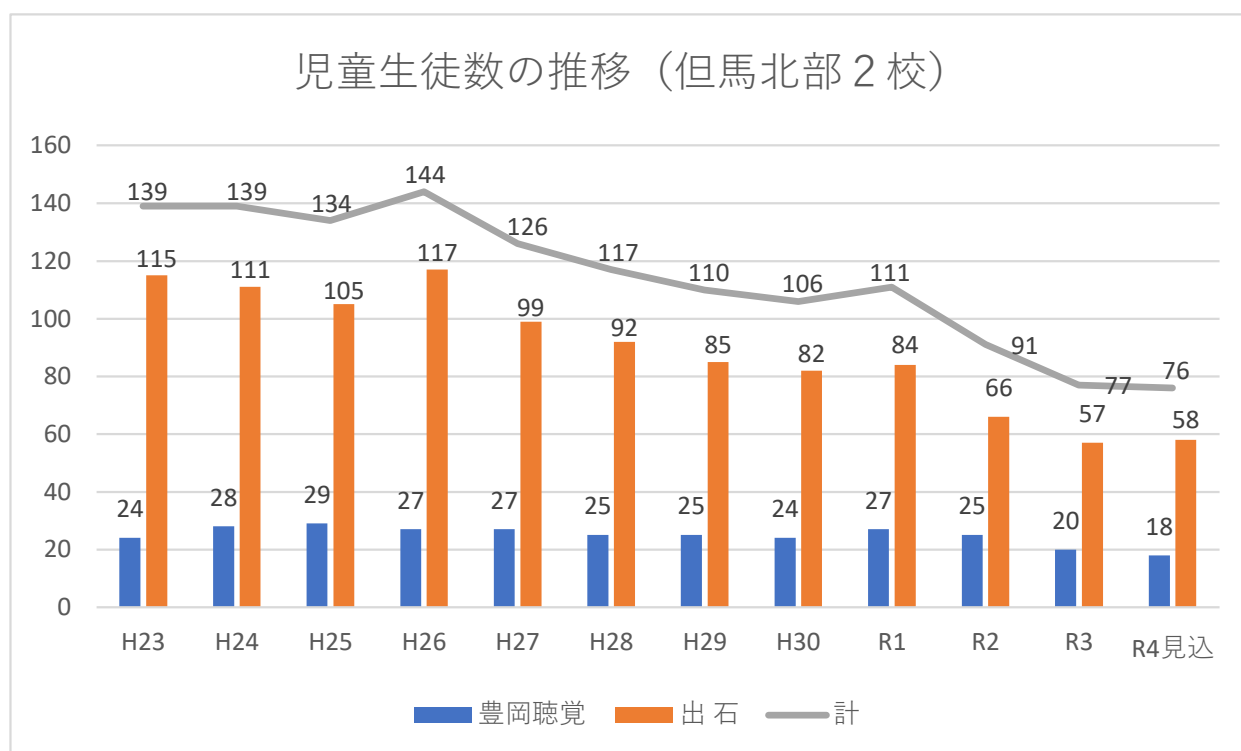
(2) 横の連携の推進

関係機関とのネットワークを活かしたセンター的機能の発揮

豊岡聴覚特別支援学校が有している聴覚障害教育等の専門性に加え、保育相談部の新設により、難聴児等の早期支援や早期療育の充実を図る。また、出石特別支援学校が有している知的障害教育の専門性と進路支援等に係るネットワークを生かして、在籍する児童生徒の教育及び近隣の小中高等学校等の特別支援教育の充実に資する。

4 参 考

(1) 両校の児童生徒数の推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4見込
豊岡聴覚	24	28	29	27	27	25	25	24	27	25	20	18
出石	115	111	105	117	99	92	85	82	84	66	57	58
計	139	139	134	144	126	117	110	106	111	91	77	76

※豊岡聴覚の児童生徒数には幼稚部を含む。

(2) 県内特別支援学校の規模比較

【R 3 年度児童生徒数】					
	20人以下	21人～50人	51人～100人	101人以上	計
学校の割合	4.3%	25.5%	21.3%	48.9%	100.0%
学校数	2	12	10	23	47
設置者	国立	1			1
	県立	1	2	18	27
	市立	1	9	4	19

※20人以下の学校

県立は豊岡聴覚特別支援学校のみ。市立の三田ひまわり特別支援学校は、三田市立富士小学校に小学部を富士中学校に中・高等部をそれぞれ併設